

クリエイティブ産業振興事業 実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が実施するクリエイティブ産業振興事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本事業は、県内クリエイター等の活用により、県内の中小企業が自社の経営課題の解決を図るモデルとなる事業計画を募集し、当該事業に要する経費の一部を助成することにより、県内クリエイター等と県内中企業との連携促進を支援し、もって県内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、「クリエイティブ産業」とは、映像（映画・アニメ含む）、音楽、ゲーム、ソフトウェア制作、出版などのコンテンツ分野およびデザイン分野等の産業とする。

2 この要綱において、「県内中小企業者」とは、富山県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。

4 この要綱において、「県内クリエイター等」とは、富山県内においてコンテンツ分野およびデザイン分野等において創造的な活動を業として行う中小企業者をいう。

5 この要綱において、「コンテンツ」とは、映像（映画・アニメ含む）、音楽、ゲーム、ソフトウェア制作、出版など、文字、音声、映像等を使って表現される創作物をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金を交付する対象者は、第5条に定めた事業を行う第2条で定めた、県内中小企業者とする。

なお、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす、など）を行っている者は除く。

(助成対象事業)

第5条 助成対象事業は、直近の年度の売上高が5億円未満の県内クリエイター等を活用し、自社の経営課題の解決を図るモデルとなる事業（新規商品・サービ

ス等の開発、既存商品・サービスの高付加価値化により販路拡大などの経営課題解決を図るなど) になりうると機構が認めた取組みとする。

なお、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす、など）については助成対象事業としないものとする。

（助成対象経費）

第6条 助成対象経費は、県内中小企業者が助成対象事業の実施において、助成対象期間内に発生する別表に掲げる費用を県内クリエイター等に対して支払う経費等であって、その他当機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める経費とする。

（助成金額及び助成率）

第7条 機構が助成する金額は、1件あたり50万円を限度とし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。また、助成率は前条に規定する助成対象経費の2分の1以内とする。

（交付申請）

第8条 助成金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の助成金の交付を申請しようとする者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の申請を行うことができないものとする。

（1）取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。

（2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」

- という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
- (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
 - (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
 - (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
 - (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合。

(助成金の交付決定)

- 第9条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等のうえ、審査会においてその内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請した者(以下「助成事業者」という。)に対して交付の決定をしなければならない。
- 2 理事長は、前項による交付の決定に当たっては、仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金の額の確定時において仕入控除税額の減額を行うこととする。

(事業計画の変更)

- 第10条 助成事業者は、助成事業の計画を変更(助成対象経費の20%を超えて変更する場合を含む。)しようとするときは、計画変更申請書(様式第3号)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 理事長は前項の申請があった場合は、その適否を計画変更決定通知書(様式第4号)により助成事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第11条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書(様式第5号)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 理事長は前項の報告書を受理したときは、助成事業者に対し当該事業の取り扱いを指示するものとする。

(遂行状況報告)

第12条 理事長は助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行の状況を報告させることができる。この場合において、助成事業者は助成事業の遂行の状況に関して遂行状況報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号）をその完了した日から30日以内、もしくは本事業の会計年度が終了する日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により助成事業者に通知しなければならない。

(決定の取消)

第15条 理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、助成事業に関し、助成金交付の決定の内容に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第8条第3項の各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 理事長は、交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第9号）により速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 助成事業者は、助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金を返還しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の額の確定があった場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。
- 3 理事長は第1項又は前項の場合において、助成事業者に対し助成金を返還する

よう通知するものとする。

4 助成事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に当該助成金を返還しなければならない。

(取得財産)

第17条 助成事業者は、当該助成事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、助成事業が完了した後も善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、理事長が別に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、理事長の承認を受けなければならないものとする。

この場合において、理事長は当該取得財産等が別に定める期間を経過する場合を除き、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(証拠書類の保存等)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、助成事業に係る帳簿及び書類を備え付け、助成金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、理事長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

(事業成果の公表・普及)

第19条 助成事業は、原則として一般に公表することとし、理事長が成果普及のための事業を行うときは、助成事業者はこれに協力するものとする。

(実施細目)

第20条 この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年9月9日から施行する。

この要綱は平成28年6月10日から施行する。

別表

経費区分	補助対象経費
業務委託費	デザインやコンテンツ等の制作等のために県内クリエイター等に支払う業務委託費
その他	上記のほか、理事長が必要かつ適当と認める経費

(様式第1号)

平成 年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏 殿

住 所 (所在地)

企業名

代表者名

印

電話番号

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業助成金交付申請書

平成 年度において標記事業を実施したいので、クリエイティブ産業振興事業助成金 円を交付されるよう、クリエイティブ産業振興事業実施要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

クリエイティブ産業振興事業 事業計画書 別紙のとおり

誓約事項

助成金交付申請に当たり、次に掲げるすべてに該当することを誓約します。

- ・ 申請者等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。
- ・ 申請者は、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- ・ 申請者の経営に、暴力団員が実質的に関与していることはありません。
- ・ 申請者等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していることはありません。
- ・ 申請者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していることはありません。
- ・ 申請者等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはいません。
- ・ 申請者等は、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していることはありません。

(別紙) クリエイティブ産業振興事業 事業計画書

エクセルファイルまたはワードファイルを参照

(様式第2号)

富新産第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度 クリエイティブ産業振興事業助成金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. この助成金の対象となる事業は、「クリエイティブ産業振興事業 事業計画書」に記載のとおりとします。
2. 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとします。ただし、助成事業の計画が変更された場合における当該助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。
 - (1) 助成事業に要する経費 金 円
 - (2) 助成金の額 金 円
3. 助成金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に助成率2分の1を乗じて得た額と助成金の額のうち低い方の額とします。
4. この助成金に係る交付の条件は、別紙に記載のとおりとします。

(別紙) クリエイティブ産業振興事業助成金の交付に係る条件

(事業計画の変更)

第1条 助成事業者は、助成事業の計画を変更しようとするときは、計画変更申請書を当機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認)

第2条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の報告書を受理したときは、助成事業者に対し当該事業の取り扱いを指示するものとする。

(遂行状況報告)

第3条 理事長は助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行の状況を報告させることができる。この場合において、助成事業者は助成事業の遂行の状況に関して遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、事業の遂行が困難になった場合又は予定期間内に完了する見込みがなくなった場合は、理事長に報告してその指示に従わなければならない。

(実績報告)

第4条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した実績報告書とその完了した日から30日以内、もしくは会計年度が終了する日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第5条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書により助成事業者に通知しなければならない。

(決定の取消)

第6条 理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、助成事業に関し、助成金交付の決定の内容に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第7条 助成事業者は、助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金を返還しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の額の確定があった場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。

3 理事長は第1項又は前項の場合において、助成事業者に対し助成金を返還するよう通知するものとする。

4 助成事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に当該助成金を返還しなければならない。

(取得財産)

第8条 助成事業者は、当該助成事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、助成事業が完了した後も善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、理事長が別に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、理事長の承認を受けなければならないものとする。

3 この場合において、理事長は当該取得財産等が別に定める期間を経過する場合を除き、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(証拠書類の保存等)

第9条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、助成事業に係る帳簿及び書類を備え付け、助成金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、理事長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

(事業成果の公表・普及)

第10条 助成事業は、原則として一般に公表することとし、理事長が成果普及のための事業を行うときは、助成事業者はこれに協力するものとする。

(様式第3号)

平成 年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏 殿

住 所 (所在地)

企業名

代表者名

印

電話番号

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業計画変更申請書

平成 年 月 日付け富新産第 号で助成金の交付決定通知のありました平成 年度 クリエイティブ産業振興事業については、下記のとおり計画変更したいので申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更内容

(変更前と比較して記入すること。)

(備考)

変更の理由を証する書類を添付すること

(様式第4号)

富新産第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業計画変更決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたことについては（承認又は不承認）と決定したので通知します。

(様式第5号)

平成 年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏 殿

住 所 (所在地)

企業名

代表者名

印

電話番号

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業 (中止・廃止) 届出書

平成 年 月 日付け富新産第 号で交付決定通知のありましたクリエイティブ産業振興事業について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業の遂行状況

(申請時の事業計画書と対応させて、事業の経過とその成果を簡潔に記載すること。また日程と実績とを比較して、遅速があれば理由を記載すること。)

2. 事業に要した経費

(実績報告書に準じて記入すること)

3. 中止・廃止の原因と、その際にとった措置

(様式第6号)

平成 年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構

理事長 寺林 敏 殿

住 所 (所在地)

企業名

代表者名

印

電話番号

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け富新産第 号で交付決定通知のありましたクリエイティブ産業振興事業の遂行状況を別紙により報告します。

関係書類

遂行状況報告書 別紙のとおり

(別紙) クリエイティブ産業振興事業 遂行状況報告書
エクセルファイルまたはワードファイルを参照

(様式第7号)

平成 年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏 殿

住 所 (所在地)

企業名

代表者名

印

電話番号

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業実績報告書

平成 年 月 日付け富新産第 号で交付決定通知のありました、クリエイティブ産業振興事業について、事業が完了しましたので、その実績を報告します。

関係書類

実績報告書、証拠書類 (写真、支払いが確認できるもの等) 別紙のとおり

(別紙) クリエイティブ産業振興事業 実績報告書

エクセルファイルまたはワードファイルを参照

(様式第8号)

富新産第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏

平成 年度 クリエイティブ産業振興事業助成金確定通知書

平成 年 月 日付け富新産第 号で交付決定通知をした、クリエイティブ産業振興事業助成金については、交付額を金 円に確定します。

(様式第9号)

富新産第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 寺林 敏

平成 年度クリエイティブ産業振興事業助成金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け富新産第 号で交付決定しましたクリエイティブ
産業振興事業助成金については、次の理由により決定を取り消します。

(理 由)